

【お詫びと訂正のお願い】

平成28年4月27日発行の「労災診療費算定基準早見表（平成28年4月改訂）」につきましては、以下の誤りがございました。

ご購入の皆様にはお詫びを申し上げますとともに、以下の訂正をしていただきますようお願い致します。

【6ページ】

四肢の傷病に対する特例扱い（1点未満切り上げ）				
項 目	内 容			
誤 (※)創傷処置 (※)皮膚科軟膏処置	項 目	所定点数	四肢1.5倍	手・手指2倍
	100cm ² 未満（創傷処置のみ）	45	68	90
	100cm ² 以上500cm ² 未満	60	90	120
	500cm ² 以上3,000cm ² 未満	90	135	180
	3,000cm ² 以上6,000cm ² 未満	160	240	320
	6,000cm ² 以上	275	413	550



四肢の傷病に対する特例扱い（1点未満切り上げ）				
項 目	内 容			
正 (※)創傷処置	項 目	所定点数	四肢1.5倍	手・手指2倍
	100cm ² 未満	45	68	90
	100cm ² 以上500cm ² 未満	60	90	120
	500cm ² 以上3,000cm ² 未満	90	135	180
	3,000cm ² 以上6,000cm ² 未満	160	240	320
	6,000cm ² 以上	275	413	550
(※)皮膚科軟膏処置	100cm ² 以上500cm ² 未満	55	83	110
	500cm ² 以上3,000cm ² 未満	85	128	170
	3,000cm ² 以上6,000cm ² 未満	155	233	310
	6,000cm ² 以上	270	405	540

【11ページ】

入院に係るその他の取扱い				
項 目	内 容			
誤 入院時食事療養費	(Ⅰ)770円（1食につき）			
	・特別食加算	1食につき	90円	
	・食堂加算	1日につき	60円	
	(Ⅱ)610円（1食につき）			



入院に係るその他の取扱い				
項 目	内 容			
正 入院時食事療養費	(Ⅰ)①②以外の食事療養を行う場合	1食につき	770円	
	②流動食のみを提供する場合	1食につき	690円	
	・特別食加算	1食につき	90円	
	・食堂加算	1日につき	60円	
	(Ⅱ)①②以外の食事療養を行う場合	1食につき	610円	
	②流動食のみを提供する場合	1食につき	550円	